

日以上)1日500円の見舞金に、基礎見舞金20,000円を加えた額(20万円限度)が支払われます。また、死亡時には120万円、後遺障害となつた場合には別ひ交通共済への加入をお勧めします。

ご家族の安心のためにも、ぜひ共済期間 5月1日～平成25年4月30日

●1年加入申込期日 4月27日(金)まで

問 総務課 管財係 ☎ 62-932525

円)が支払われます。ご家族の安心のためにも、ぜひ共済期間 5月1日～平成25年4月30日

●1年加入申込期日 4月27日(金)まで

に後遺障害見舞金(30万～40万円)が支払われます。ご家族の安心のためにも、ぜひ共済期間 5月1日～平成25年4月30日

●1年加入申込期日 4月27日(金)まで

※回数券の交付は1名につき1回となりますのでご注意ください。

問 産業課 商工観光係 ☎ 62-92208

林野火災の防止

平成24年春の山火事予防運動

全国統一標語 「忘れない山への感謝と 火の始末」

日増しに暖かくなり、過ごし易くなるこの季節ですが、全国各地で火災が多く発生しています。

特に林野火災は、例年この時

期に多く発生しており、主な原因は「たき火」「火入れ」「タバコ」です。町内でも昨年の春先に「たき火」「火入れ」による火災が、5件発生し、これに伴う負傷者も出ています。林野火災を未然に防ぐためにも、一人ひとりが火災予防を心がけ、大切な森林を守りましょう。

○枯草のある場所での焚火はやめましょう。

○風が強い時や、空気の乾燥している時のたき火は止めま

しょう。

○たき火から離れるときは、完全に火を消しましょう。

○タバコの投げ捨ては止めましょう。

○土手焼き、焚火をする時は必ず消防用具を用意しましょう。

○火遊びをするのは絶対に止めましょう。

問 消防課 予防係 ☎ 61-0119

新しい在留管理制度開始と外国人登録法の廃止

7月9日より新しい在留管

理制度が始まり、外国人住民の方にも住民票が発行されます。

この制度改正に伴い、これまでの外国人登録証明書は特別永

住者証明書(特別永住者の方)及び在留カード(特別永住者を除く外国人住民の方)に変わります。(在留期間が3ヶ月未満の方、在留資格が短期滞在・外交・公用・資格無しの方は対象外です)

●新しいカード等の交付

特別永住者の方 住民福祉課住民係窓口で、特

別永住者証明書の交付申請を行ってください。後日、同窓口にて特別永住者証明書を交付します。

●特別永住者以外の方

入国管理局長野出張所等において交付申請をし、在留カードの交付を受けることができ

ます。在留期間・在留資格等の更新手続きの際にも同時に行

うことなどが出来ます。

【必要な物】・パスポート・外国人登録証・写真1葉(縦4×横3cm、3か月以内に撮影)

【申請できる人】原則として本

人申請です。(16歳未満の方

については、同居の家族が代理人申請することができます)

●現在の外国人登録証

これまでどおり携行可能ですが、在留資格によって有効期

間が決まっています。

○「永住者」の方 平成27年7

月8日まで(平成24年7月9日の時点で16歳に満たない方は、16歳の誕生日または平成27年7月8日のいずれか早い日)

○「特定活動」の方 在留期間満了または平成27年7月8日のいずれか早い日)

○「前記以外の在留資格」の方 在留期間満了の日(平成24年7月9日の時点で16歳に満たない方は、16歳の誕生日または在留期間満了日のいずれか早い日)

○「新規登録」の方 在留期間満了の日(平成24年7月9日の時点で16歳に満たない方は、16歳の誕生日または在留期間満了日のいずれか早い日)

○「特別永住者」の方 次回力

ード更新日が、平成27年7月8日以前の方は平成27年7月8日以降の方はカード更新日までです。

●カード等の事前交付申請

特別永住者証明書・在留カ

ードの交付は7月9日以降ですが、事前交付申請は現在受付中です。

●カード等の事前交付申請

特別永住者証明書・在留カ

ードの交付は7月9日以降ですが、事前交付申請を行うことにより、新在留管理制度の開始に合わせて新しいカード等を持つこ

とができます。また、各ホームページでは、英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語の翻訳での案内も掲載されています。

○新入国管理制度(法務省入国管理局)

http://www.immi-moj.go.jp/newimmigrant_1/index.html

○外国人住民に係る住民基本台帳制度(総務省)

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi/

gyousei/c-gyousei/zairyu.html
問 住民福祉課 住民係 ☎ 62-9112 または 入国管理局長野出張所 ☎ 026-282-33317

町ホームページアドレスとメールアドレス

3月28日に町ホームページアドレスとメールアドレスが「lg.jp」に変わりました。

●ホームページアドレス
<http://www.town.fujimi.lg.jp>

●メールアドレス
*****@town.fujimi.lg.jp

(*-*-*-*の部分は変更ありません)お使いのパソコン等ブラウザのブックマークや、メールのアドレス帳に登録されている方は、新アドレスに登録していただ

くようお願いします。

※lg.jp

ドメインとは、地

方公共団体以外は取得でき

ない専用の属性型ドメインです。

問 総務課 文書情報係 ☎ 62-9321



○対象者 满65歳以上で4月1日以後に運転免許を自主返納した町民の方(一部返納は除く)

○交付期間 4月1日～

③交付までの流れ 茅野警察署で運転免許を自らの申請で返納し、「申請による運転免許の取消通知」(以下、取消通知)の交付を受けてください。その後、産業課に取消通知の写しを持参のうえ、回数券交付申請書に氏名・住所等を記入し、提出してください。

●受付期間 4月1日～

●交付までの流れ 茅野警察署で運転免許を自らの申請で返納し、「申請による運転免許の取消通知」(以下、取消通知)の交付を受けてください。その後、産業課に取消通知の写しを持参のうえ、回数券交付申請書に氏名・住所等を記入し、提出してください。

●受付期間 4月1日～